

道路交通法によるごみステーション設置要件

道路交通法による駐停車制限

- 1 交差点の角から5m以内
- 2 横断歩道がある場合は、横断歩道から5m以内
- 3 直角なカーブでは角から5m以内
- 4 直角なカーブで曲線又は隅切りで補正されている場合補正の角から5m以内。

※ 進行方向に交差点がある場合交差点の角から5mと収集車の7m(計12m)の範囲内。

- 5 安全地帯から10m以内
- 6 停留所から10m以内
- 7 踏切の停止線から10m以内
- 8 消防施設から5m以内(火災報知器は1m以内)

例 図

